



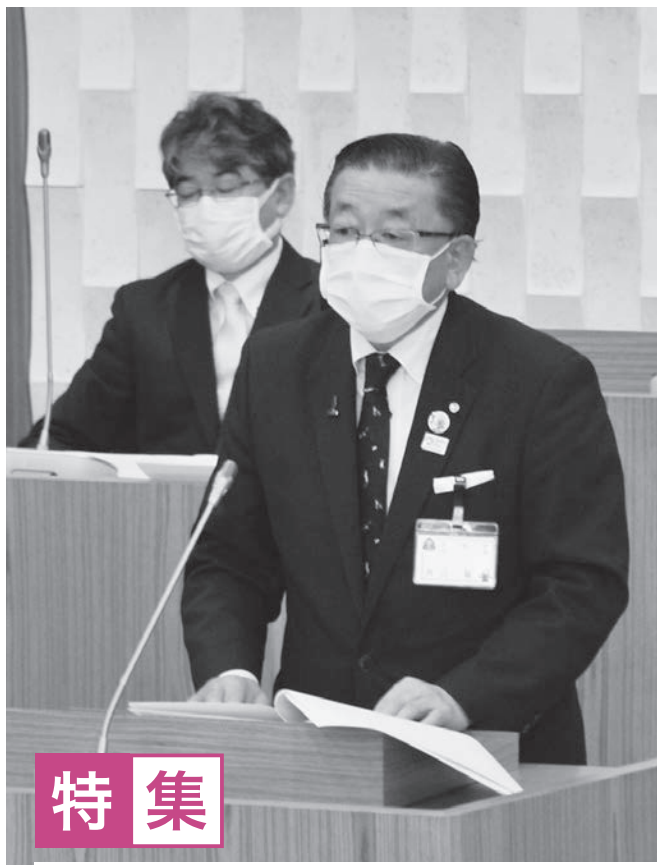
今月の主な内容

- ◆ **特集** 村政執行方針・教育行政執行方針 P 2～7
- ◆ 火入れに関する要件が一部変更されました P 8
- ◆ 卒業式・卒園式 P 10～11
- ◆ 村からのお知らせ P 12～13

表紙の風景

3月、新型コロナウイルス感染症への対策として、村内の小中学校では学年ごとの分散登校が行われました。

友達と久しぶりに再会し、貴重な時間を過ごす子どもたちの姿が印象的でした。



特集

令和2年度村政執行方針

現 在新型コロナウイルスの感染が世界的な拡がりを見せている中、村としては早期の対策会議を重ね、拡大・蔓延防止に医療・保健関係機関と連携して取り組んでいるところですが、引き続き1日も早い終息に向け、オール北海道の一員として全力を傾けていきます。

今日の人口減少・少子高齢化が加速する中、次期総合戦略での人口分析では、2035年には準限界自治体となることが予想されており、村内外の山積する課題にしっかりと正対し、その解決のために職員の英知を結集し、スピード感と危機感を持ってまい進する決意を新たにしています。

産業が元気なまちづくり

◆農業基盤の整備

農業を安定的に持続させるためには、農業者はもとより関係機関との連携をより強化し、後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業を守ることが何より重要と考えており、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指して各種施策に取り組めます。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進し、堆肥投入助成の「土づくり推進事業」と風害を防ぐための「耕地防風林整備事業」を継続します。酪農・畜産対策は、「畜産クラスター事業」により良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業をはじめとする経営支援策を継続します。

スマート農業関係は、自動ドローンや無人トラクター、AI搭載作業機の実証実験が加速度的に進み、世界トップレベルのスマート1次産業の実現に向けた「近未来技術等社会実装事業」の精力的な展開を図ります。農業の基盤整備と生産者の所得向上を目指し、コンソーシアムの構成団体やJA・関

中でも、大型明渠排水事業や河川改修、土地改良などの農業基盤整備事業、国営・道営畑総事業の推進、農村地区の高速通信網整備や高齢者の移動手段の確保、大型宅地分譲地の整備などは喫緊の課題と認識しており、引き続きその解決に向け鋭意取り組みます。また、内閣府の近未来技術等社会実装事業、農林水産省のスマート農業加速化事業を通しての「国家戦略特区（スーパーシティ構想）」の実現に向け、これまで以上に国の各庁や道と密接な連携を図ることで、豊かで持続可能な更別村の実現を目指します。

係機関と連携を深め、しっかりと取り組みます。



昨年8月開催の近未来技術等社会実装事業実証テスト

また、家畜ふん尿の適正処理対策として検討を進めておりますバイオガスプラントの整備は、今後の動向を見据えつつ、適宜適切な対応に努めます。災害に強い農業基盤整備を図るため国に要望しております上更別地区の排水対策は、国営かんがい排水事業新更別地区として採択され、今年度から調査が開始されることとなりました。また、1級河川サラベツ川の局部改修の計画が樹立されたことから、懸念である国道橋の拡幅の早期着工に向けた要望を行っていきます。

有害鳥獣による農作物被害の対策として「道営畑地帯総合整備事業」で鳥獣害防護柵の整備を進めるほか、関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会に対し、捕獲従事者育成や被害防止資材導入支援などの助成を行い、農作物などの被害防止に努めます。

担い手の育成対策は、村農業担い手育成センターが主体となり後継者の育成支援を図るほか、農業研修生の受入

便利に生活できるまちづくり

◆生活環境の整備

本村の生活環境は、多くの住民の参画により良好に保たれています。自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めます。

◆住宅・宅地の供給

宅地分譲は、既存の分譲地が完売したことから、昨年取得しました用地を新たな宅地分譲地として整備を進めます。また、上更別市街の民間分譲地「オークヴィレッジ」と連携を継続し、定住の促進に努めます。

なお、民間住宅建設・改修などへの支援については制度の見直しを行い、定住人口の確保・増加を図ります。

公営住宅は「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づく改築や改修については本年度で終了しますが、引き続き適正な維持管理に努めます。

◆上水道の安定供給

上水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、道営営農用水事業による老朽管路などの更新に取り組むほか、維持管理に努めます。

◆排水処理対策

公共下水道と集落排水施設は、衛生

を促進し担い手の確保に努めます。また、引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や後継者のニーズに即したパートナー対策を推進します。

◆林業の育成

森林を整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出につながりますが、民有林では採算性の問題などにより森林施業意欲が減退傾向にあることから、森林環境譲与税を活用して「公費造林等推進事業」を創設し、森林所有者の施業意欲を高めながら森林の保全に努めます。

◆商工業・サービスの振興

地域の雇用を担うほか、地域コミュニティ形成の場としても重要な役割を担う商工業の持続的な発展を図るため、「更別村中小企業振興条例」に基づき積極的に施策を進めます。既存事業者の新たな事業展開や新規開業者への支援などを行うため「ふるさと創生基金事業」を継続し、「中小企業利子補給事業」で経営の基盤強化を図るほか、消費者の地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続します。

◆観光関連のPR

サーキット場をはじめオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧氷の撮影スポットなど自然の中で楽

的で快適な生活と水質保全を図るため、適正管理に努めるほか、施設の長寿命化に向けた改修に取り組みます。個別排水処理施設は、農村部の水酸化推進を目的に、住宅建設助成と合わせて事業を推進します。

◆道路網の整備

村道は、産業振興を展開する基盤となることから、計画的な改修・整備を進めます。橋りょうは、安全の維持を図るため、点検調査と計画的な改修を進め、橋の長寿命化を図ります。国道や道道は、災害・交通安全対策を引き続き強く要望してまいります。

◆公共交通機関の確保

高齢者や運転免許を持たない方など「交通弱者」の方の移動手段として村民バスを運行していますが、個別の要望が増加しているほか、今後は運転免許返納者の増加が見込まれます。昨年、関係団体と連携して運行した「農村地区予約運行型タクシー」を、今年度は夏季に実証試験を行い、結果の分析や課題の把握に努め、本村に適した交通体系の検討を進めます。

◆情報通信の環境整備

更別市街地では民間の光回線サービスが提供されており、農村部では無線のインターネット利用環境を整備して

しむことができる場のほか、農村公園大型遊具が交流の場としてにぎわいを見せております。観光資源を有効に活用し関係人口の増加を図ります。すももを使った特産品に使用する原料の安定供給を図るため、すももの里の木を更新に取り組みます。

また、老朽化したどんぐり公園の木製遊具のリニューアルに着手します。地域の活性化や特産品のPR、交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントへ支援を行うほか、民間事業者や観光協会と連携し、地域おこし協力隊も含めアイデアを出し合い、情報発信に努め、知名度向上につなげていきます。

◆起業の支援と雇用の創出

起業支援は、地方創生の取り組みで異業種交流や意欲ある人材が増えていくため、商工会・日本政策金融公庫との連携による創業塾を継続して開催するなど、新たな「しごと」の創出に向けてさまざまな角度から支援します。雇用対策は、企業などの人手不足を解消するため、「地方版ハローワーク」を継続し、潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業との結び付けを行うほか、「地元雇用促進事業」と「外国人雇用対策事業」を継続し、雇用支援を行います。

◆健康づくりへの意識向上

心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診や各種健診の積極的な受診を勧め、健診率の向上を目指します。

また、糖尿病予備群の方を対象に、生活改善や保健指導により発症抑制や重症化予防を進めるほか、糖尿病と関連する歯周病対策として歯科検診の受診率向上に努めます。

さらに、乳幼児への各種予防接種を推進するほか、インフルエンザ予防接種費用の助成により村民の健康を守るほか、国の制度による風しん抗体検査をPRし、生まれてくる子どもの安全を図ります。

◆安定した医療の確保

国保診療所は、医療法人北海道家庭医療学センターから医師と作業療法士の派遣を受けて運営しています。村民が安心できる医療体制を構築し、医療サービスの向上や疾病予防の普及に努め、乳幼児からお年寄りまで「何かあったらまず何でも相談したい」と思える信頼される診療所を目指します。

また、地域医療を支える医師の養成に資するべく、医師や学生の研修受入に積極的な支援・協力をしています。

高齢化社会への対応として、ICTを活用した患者情報共有ネットワーク

また、医療機関との密接な信頼・協力関係を築き、高度な応急処置ができる認定救急救命士を養成し、救急高度化を着実に推進します。

◆交通事故・犯罪のないまちづくり

関係機関・団体などの協力を得ながら、継続的な街頭指導、高齢者や子どもたちの交通安全教室の開催や講習などの啓発活動を実施します。

通学路の安全確保は、村生活安全推進協議会が中心となり、関係機関と連携して「通学路の合同点検」を実施し、児童や生徒が安全に通学できるよう取り組みます。

また、防犯の意識づくりを進めるために住民や関係機関と連携を深め、イベント時や歳末の巡回指導などを実施します。

◆美しい村づくりの実現

村環境美化推進協議会との連携により「グリーン作戦」や「花いっぱい運動」などを実施し、景観保全・環境美化に努めます。また、ごみの適正な分別や資源物のリサイクルを推進し、清潔で美しい村づくりの実現に向け取り組みを進めます。

◆環境に配慮したまちづくり

新エネルギーの活用や省エネ対策の推進、住宅や事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続します。

による医療と介護関係者の連携促進を図るほか、在宅医療・介護連携コーディネートと連携した患者の希望に応える退院支援、訪問看護ステーションや歯科診療所と連携した訪問診療事業など、地域包括ケアシステムの中で医療分野の役割を果たすよう努めます。

◆地域で支え合う福祉

地域を構成する各種団体や社会福祉法人などとの連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるほか、地域福祉を担う人材育成に取り組みます。

また、新たに策定した「更別村地域福祉計画」の内容も踏まえ、民生委員・児童委員、ボランティアなどにより、高齢者をはじめとする要援護者世帯への訪問や支援、事業者との連携による見守り活動の普及に努めます。

◆高齢者福祉の推進

本村の高齢化率は30%を超え、後期高齢者といわれる75歳以上の方も20%に近づいている中、要支援・要介護の認定者数の増加と介護給付費の増大が現実のものとなっています。各種予防事業や健康教室などへの参加による健康寿命の延伸や、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるほか、介護予防の取り組みを進めます。

人が育つまちづくり

◆子育て支援の充実

子どもを安心して生み育てられる環境づくりのため、多子世帯への保育料軽減事業などを継続します。

子育て応援パッケージやワンストップ窓口など子育て・母子保健事業を推進し、関係機関との情報共有やコーディネート機能を持つ「子育て世代包括支援センター」で、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行います。

また、学童保育所の増築が3月に完成し、受入体制の充実が図られます。さらに、新たに策定した第2期「子ども子育て支援事業計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図り、各種子育て支援策の推進に取り組みます。

知恵を出し合うまちづくり

◆移住・定住の情報発信と支援

関心を持つ方への情報提供や支援の充実に努めるほか、自然環境や暮らしやすさなど魅力の発信を図ります。

また、空き地や空き家に関する情報の充実に努め、移住体験などを通して移住・定住を希望される方への取り組みを進めます。

◆地方創生と協働のまちづくり

住民と行政が力を合わせてまちづくりを行う住民協働パートナー事業と協

また、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民・事業者との連携・協働による地域包括ケアシステムを推進します。

◆障がい者（児）福祉の向上

健康相談や乳幼児健診で障がいの早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図り、各種支援制度の活用や情報提供に努めます。

また、地域で自立した生活を営むための日中活動支援事業や相談支援業務などを実施します。

障がい者を支える体制づくりは、民間法人や関係機関・団体と連携して取り組みを進め、高齢者・障がい者・子どもなど誰もが日常的に交流して相互に個性を尊重し合い、住み続けられるまちづくりを推進します。



昨年9月開催のさらべつ版生涯活躍のまちフォーラム

また、「さらべつ版生涯活躍のまち構想」に位置づける働く場の整備、老人保健福祉センターを拠点とする「ごちゃまぜ」の居場所づくりなど各種事業の推進に努めます。

働のまちづくり事業を推進します。

地方創生の取り組みでは、「十勝さらべつ熱中小学校事業」が、関係人口の創出や移住、起業などの効果をもたらしています。今年度は国の交付金を活用できる最終年度となるため、事業の継続に向けて村民の利活用推進や施設稼働率の向上などに取り組みます。

「さらべつプランディング事業」は、本村のプランディング戦略の構築と人材育成の取り組みにより交流人口や関係人口の拡大を目指すものです。調査結果や意見を踏まえ、既存の観光・集客施設と市街地の活性化などを融合させた戦略の構築を図ります。

「さらべつ版生涯活躍のまち基本構想」は、多くの方にご意見をいただき検討を進めており、人材の配置など推進体制の強化に努めるほか、「村民誰もが健康で安心して住み続けられる村づくり」の実現に向け取り組みます。

◆交流の場の充実

将来を担う若い世代の方に、交流の機会や出会いの場を提供することにより、結婚や家庭を築く意識の醸成を図り、側面的な支援に努めます。

◆住民に親しまれる広報づくり

住民と行政との間で情報を共有しながらまちづくりを進めることが必要であるため、わかりやすく親しまれる広報づくりに努めるほか、まちづくりを

◆医療費などの抑制推進

各種健診の受診率向上や生活習慣病予防への指導、疾病の早期発見・治療、介護予防教室の充実に努め、医療給付費や介護給付費の抑制を図ります。

また、国民健康保険の保険料水準は令和6年度まで段階的に全道統一することとされていますが、北海道が定める標準税率の適用に向けて、本村の国保加入者数や所得状況などの把握に努め試算を行うほか、村民のみなさんにご理解いただけるよう周知を図ります。

安心して生活できるまちづくり

◆防災力の向上

被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本に、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害をできるだけ抑えることが必要です。さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努めます。また、自助・共助・公助それぞれが効果的に推進されるよう住民や関係機関との適切な役割分担を図るほか、村民の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

◆消防・救急体制の充実

地域の実情に的確に対応し、災害発生時の初動体制の強化や、消防力の充実と円滑な運営に努めます。

考え意見や知恵を出し合う場として行政懇談会や出前宅配便を継続します。また、令和4年9月1日に迎える開村75周年の記念事業の一環として、「更別村七十五年史」の編さん作業を行っております。村の歴史や特性に関する資料を収集し、村の歴史を次代へ引き継ぎ明日の村づくりの足がかりとなるよう、編さん作業を進めます。

◆効率的・効果的な行政運営

限られた職員数で効果的に行政サービスを提供するため、柔軟で弾力的な組織機構の見直し、定員管理計画の策定による計画的な職員数管理など取り組みを進めます。

また、職員個々の資質・処理能力の向上を図るため、計画的な職員研修の実施により人材育成に努めます。

第6期更別村総合計画は、PDCAサイクルにより事業の実施状況を検証し、必要な見直し・修正を行います。

多様な課題に柔軟に対応し、施策を着実に実施するため、中長期的な収支の見直しを踏まえた計画的な財政運営を行い、財源の確保や効率的かつ効果的な活用、コスト意識の徹底により健全財政の維持に努めます。

公共施設は、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などが求められており、計画的な維持管理により経費の削減に努めます。



令和2年度 教育行政執行方針

我が国は、情報技術の飛躍的な進歩や人口減少・少子高齢化、グローバル化の進行などにより、社会構造や生活環境が予測を超えて急速に進展する時代となっています。このような予測困難な時代に対応するため、新学習指導要領では、子どもたちが自ら未来を切り開く資質・能力を確実に身に付ける教育を、地域・社会と連携して進めていくことを目指しています。

本村がこれからも維持・発展していくためには、次代を担う子どもたちがふるさとを愛し、それぞれの夢や希望に向かって挑戦しながら健やかに成長し、よりよい社会の作り手となる力に身に付けることや、村民の誰もが心豊かに、いつまでも生活していくことが出来るよう、学び続ける機会を提供することが重要です。

更別村教育委員会では、総合教育大綱や第6期更別村総合計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となった連携体制を構築しながら、本村の教育の充実・発展に取り組めます。

また、現在道内で感染が続いている新型コロナウイルス感染症の対策については、国や道の要請を十勝全体の問題として受け止め、子どもたちに混乱と不利益が生じないよう地域の実情に応じた対応していきます。

プ役を担うコミュニティ・スクールコーデイネーターの体制を強化して、取り組みの充実を図ります。

◆幼児教育の充実

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培うために重要で、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達に即した指導を行わなければなりません。幼児の生活全体が豊かなものになるよう常に指導計画の改善を行うほか、家庭や地域での幼児期の教育の支援に努めます。

◆学校給食の推進

児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭が中心となった食育推進体制の整備を通じて、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進するほか、地元食材を給食に用いて郷土を学ぶきっかけにする「ふるさと給食」や、子育て世代の負担軽減を目的とした「学校給食費保護者負担軽減助成」を実施し、子どもたちの学びの機会と子育て支援の充実を図ります。

◆更別農業高等学校への支援

村の花すずらんに関する発表や、村の農産物を活用した地元企業との共同開発など地域と結びついた取り組みの貢献度は高く、特別支援教育の顕著な取り組みや農業クラブ全国大会への出場など、さまざまな活動で素晴らしい評価をされており、本村にとって極め

学校教育の推進

◆教育内容の充実と教育環境の整備

現代社会では、情報や情報技術を主体的に選択し活用する力が求められています。一方でスマートフォンやSNSが急速に普及し、利用も低年齢化する中、トラブルも増大しており、適切かつ安全に使用するための情報モラルの定着も重要です。社会生活でICT（情報通信技術）を日常的に活用することが当たり前となる中で、学校生活や学習でも日常的にICTを活用できる環境を整備し活用するために、国の「GIGAスクール構想」に沿って小中学校の校内ネットワーク環境と児童生徒への1人1台の情報端末を整備し、ICT活用教育事業とプログラミング教育の推進を図ります。

また、知識の質を高め確かな学力を育むため、全国学力・学習状況調査などの結果を分析し、主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善を推進するほか、継続的な検証改善サイクルの確立を促進します。

小学校の外国語教育の教科化などに対応するため、外国語指導助手の配置や教職員の研修の充実に取り組み、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の向上を図ります。

また、子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、学校の体育・保健授業の改善と体力向上の取り組みを一層

学校や幼稚園などでの外国語活動・授業や、英会話教室・国際交流講座、JICA（国際協力機構）と連携した交流事業などと合わせて取り組みの充実を図ります。

宮城県東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は本村で開催し、ホームステイを行いながら交流を深めます。青年教育は、青年団体などが主体的に地域課題の解決を図る取り組みへの支援を通じて、将来の地域リーダーとなる青年の育成を継続します。

成人教育は、住民が自主的に参加し生活環境や自分自身を向上させる社会教育講座を継続して開催します。中札内村との連携事業を含め、幅広い年齢層に多様な学習機会の提供を行い、本村の文化の振興に努めます。

高齢者教育は、「末広学級」を継続し、地域ボランティア活動、中札内村との交流や学習成果の発表など社会参加を通じた生きがいづくりを推進します。

◆文化・スポーツ活動の振興

本村の文化活動は各種サークルのほか、郷土芸能伝承も活発に行われています。コミュニティ・スクールと連動した活動ができるように調整を行い、各団体の活動活性化を図り、文化活動が衰退しないように支援を続けます。

「総合誌さらべつ」は、一般文芸作品のほかに1年の出来事や子どもたちの想いを取りまとめた本村唯一の文化

推進し、学校・家庭・地域が一体となった運動機会の充実を図るほか、いじめや不登校などの未然防止・早期発見・早期対応に向け、スクールカウンセラーを配置するなど支援体制の整備・充実を進めます。

学校施設等の長期的な維持管理を適切かつ効率的に行うため、**更別中央中学校校舎の耐力度調査**を行い、整備方針の検討を進めるほか、新学習指導要領の本格実施に向けて「社会に開かれた教育課程」の実現のために、専門の知識を有する学校教育指導主事を中札内村と共同設置し、指導と助言を行う体制を維持します。

また、特別な教育的支援を要する児童生徒への適切な指導や支援が行われるよう、特別支援教育支援員の体制を強化し、各学校間はもとより学校と家庭・地域・関係機関などが連携して取り組む体制の整備を進めるほか、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実を図ります。

コミュニティ・スクールは、各学校で学校運営協議会を開催し、学校活動への理解と協力の体制を確立するほか、包括する村コミュニティ・スクール委員会での意見交換・情報共有や、村の目指す子どもの姿の熟議などを通じて、地域と学校が子育ての目標を共有し、総がかりで協力して子どもを育てる環境の醸成に努めます。また、学校と地域の連携をより一層深めるパイ

機関紙です。本村の文化振興の一翼を担う本誌の発刊を継続します。

また、日頃の文化活動の成果を発表する「村総合文化祭」は、発表する側も見る側も参加することで村全体の文化振興につながると考えられるため、支援を継続します。

図書室は、村民誰もが気軽に利用できる憩いの場としての役割を果たすよう、蔵書の適正な管理と、利用者の利便性向上に努めます。また、子どもたちが本と触れ合える機会を増やすために、認定こども園上更別幼稚園こどもセンターでの移動図書を取り組みや、読み聞かせなどの事業を推進します。

北海道天然記念物やチカノバは、保全の調査を行うほか、関係機関と連携して文化財保護に努め、ふるさと教育の生きた教材として活用します。

スポーツ活動は、各スポーツ協会の活動は活発であり、村内大会も積極的に開催されており、また、スポーツ少年団も、保護者をはじめ学校や地域の深い理解のもとに、熱心な指導と活発な活動が行われております。各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるほか、村民が日常的に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めます。

また、村民が気軽に利用できるよう施設の適切な維持管理に努めます。

入院したら「医療と介護の相談窓口」をご活用ください

村地域包括支援センターでは、高齢者の幅広い総合相談を受け付けています。
令和元年度からは、この相談体制を強化するため、新たに「医療と介護の相談窓口」を設置し、医療・介護関係者からの相談をはじめ、国保診療所や村外の病院に入院した高齢者のサポートをしています。

◇もしも入院することになったら……

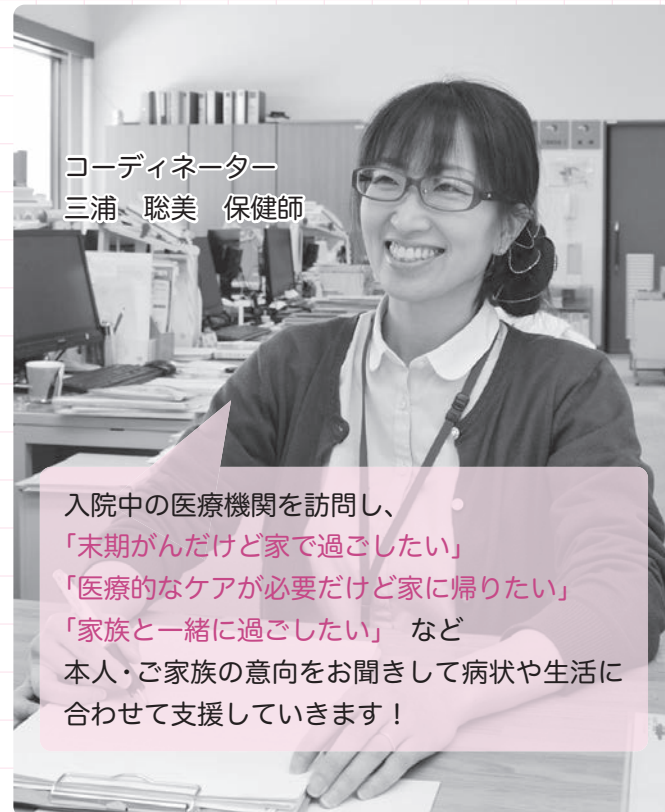
- 介護認定を受けていて、担当ケアマネジャー（ケアマネ）がいる方
→ **担当ケアマネへ連絡**
- 介護認定を受けてはいるが、担当ケアマネがない方
- 介護認定を受けていない方
→ **「医療と介護の相談窓口」へ連絡**

まずは連絡を！



◇「医療と介護の相談窓口」とは？

国保診療所や村外の病院に入院した高齢者に対し、入院中から村の保健師がコーディネーターとして本人・ご家族の相談にのり、病院・関係機関と連携をとりながら、安心して退院できるようサポートします。



コーディネーター
三浦 聡美 保健師

入院中の医療機関を訪問し、
「末期がんだけど家で過ごしたい」
「医療的なケアが必要だけど家に帰りたい」
「家族と一緒に過ごしたい」 など
本人・ご家族の意向をお聞きして病状や生活に合わせて支援していきます！

主な支援内容

- 本人の病状、退院後の生活の意向確認
- 主治医説明などへの同席
- 在宅療養に関する相談
- 在宅医療・介護サービスの紹介
- 在宅医療・介護サービス提供の調整
- 介護保険の申請手続きの相談、介護認定調査
- 自宅環境の確認・家屋評価 など

医療と介護の相談窓口

☎ 53 - 3000

(福祉の里総合センター内
保健福祉課包括支援係)

火入れに関する要件が一部変更されました

「更別村火入れに関する条例」を改正し、火入れに関する要件を一部変更しましたので、従来の火入れの要件と合わせてお知らせします。

火入れの許可

森林法第21条の規定により、森林または森林の周囲1キロメートル範囲内で火入れを行う場合は「更別村火入れに関する条例」に基づく許可が必要になります。

許可を受けようとする方で、下記の目的で火入れをする方が対象です。

火入れの目的

※農業や林業、漁業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却が許可の対象です

- ◆造林のための地拵しお
- ◆開墾準備（山野などを新しく畑にするための準備）
- ◆害虫駆除
- ◆焼畑
- ◆採草地の改良（自然の草地などを放牧や採草に利用できるようにするための火入れ）

火入れに関するQ&A

Q いつまでに申請すれば良いですか？

「火入れを開始する日」までに申請してください。

Q どのように申請すれば良いですか？

産業課林務係で「火入許可申請書」に必要な事項を記入していただきます。
なお、今回の改正で「申請者（法人を除く）が自署する場合は押印不要」となりました。

Q 申請したらすぐ火入れをしても良いですか？

申請していただいた後に「火入許可証」を交付します。「火入れの許可を受けた方に許可証が届いてから」火入れを行うことができます。火入許可証は「必ず携帯」して火入れを行ってください。

Q 火入れが終わった後に火入許可証の返却は必要ですか？

申請分の火入れが終了した時点または火入れの許可期間（最大10日間）が経過した時点で「無効」となりますので、返却する必要はありません。

注意点

- ◆土・日・祝日は許可証の交付ができません。日数に余裕を持って申請してください。
- ◆許可期間内でも、強風注意報または火災警報が発令されたときや、その他危険と思われる日は火入れを行わないようにしてください。
- ◆火入れは日の出後から日没までに終わってください。
- ◆火入れ前に更別消防署（☎52-2201）に連絡して、指導を受けてください。
- ◆火入れ中は責任者に必ず連絡が取れるようにしてください。



3/24 上更別小学校



3/22 どんぐり保育園



3/2 更別農業高等学校



3/25 更別幼稚園

卒業式・卒園式

旅立ちの季節3月。村内の学校や幼稚園、保育園でそれぞれ卒業式、卒園式が行われました。子どもたちは、仲間や家族への感謝の気持ちと新たな出会いへの期待を胸に歩み始めます。



3/26 認定こども園上更別幼稚園



3/23 更別小学校



3/13 更別中央中学校

村からのお知らせ

Information from the Village



各種アイコンの説明

📣 = お知らせ 🏠 = 健康・福祉 👤 = 募集 💰 = 税金 📄 = 国民年金

📅 とき 📍 場所 🎯 対象 💰 料金
📄 定員 📄 申し込み 📞 問い合わせ
☎ 電話番号 📠 ファクス 📧 メールアドレス

行政に対するご意見やご要望などを、ハガキ・Eメールなどでお寄せください。
※ハガキは3か月ごとに広報紙へ折り込みしています。

自衛官候補生 (男・女)	一般書候補生 (男・女)	募集項目
6月3日(水)まで	5月15日(金)まで	受付期間
6月7日(日)	1次 5月23日(土) 2次 6月28日(日)	試験日

自衛官募集のお知らせ

詳細は、とかち広域消防事務組合ホームページでご確認ください。
●試験区分(予定)
大学卒、短大卒、救急救命士
●採用人数・試験日程・申し込み
試験案内でご確認ください
📍 所とかち広域消防局庁舎 ほか
(帯広市西6条南6丁目)
📍 所とかち広域消防局
総務課人事給与係
帯広市西6条南6丁目3番地1
消防局庁舎3階
☎ 26・9121

※応募資格
18歳以上33歳未満の方
📍 自衛隊帯広募集案内所
☎ 23・8718

国民年金

国民年金への 加入手続きについて

国民年金は誰もが加入する公的年金制度で、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金に加入することが義務付けられています。
加入者は職業によって3つのグループに分かれていて、それぞれ加入手続きが異なります。手続きをしなかった場合は、将来年金を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

- ◆第1号被保険者
20歳以上60歳未満の農業者や自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。加入手続きは、ご自身で住所地の役場の国民年金窓口で行います。
- ◆第2号被保険者
会社員や公務員など厚生年金に加入されている方です。加入手続きは、勤務先が行います(会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めの手続きをお願いします)。
- ◆第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由し

お知らせ

人間ドックのお知らせ

帯広厚生病院で実施する人間ドックの希望者を受け付けています。生活習慣の改善やがんの早期発見のためにも、年1回の健診の受診をおすすめします。
📍 所 40歳以上で事業所健診を受診されない方
●受診可能枠
【男性】
5月8日(金)・12日(火)・20日(水)・29日(金)・6月30日(火)・12月7日(月)
【女性】
5月22日(金)・12月24日(木)
📍 所 保健福祉課保健推進係
☎ 53・3000

水道水の 水質検査結果を 閲覧できます

村では、良質な水道水を供給するため毎年度「水道水質検査計画」を定めています。4月からの計画内容やこれまでの検査結果を建設水道課窓口と村ホームページで閲覧できます。
みなさんの暮らしに関わる水道水の検査計画・結果をご覧ください。
📍 所 建設水道課上下水道係
☎ 52・5200

「存じですか?」 国民年金基金

国民年金基金は、自営業の方やフリーランスの方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方が加入して、税の優遇を受けながら掛金納付、老後に国民年金の上乗せ年金として受けられる公的な年金です。60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。
📍 所 全国国民年金基金北海道支部
☎ 0120・65・4192

税金

確定申告が 間違っていたときは

●税額を多く申告していたとき
「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることがができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。各年分の法定申告期限から5年以内に更正の請求書を作成し、税務署

春はヒグマにご注意を

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生しており、平成31年4月には山菜採りでの人身被害が発生しています。そのため、北海道では4月1日から5月31日までをヒグマ特別注意期間と定め、注意啓発を行っています。入山するときは「1人では野山に入らない」、「事前にヒグマの出没情報を確認する」、「食べ物やごみは必ず持ち帰る」などのヒグマ対策をしっかり行ってください。
📍 所 産業課林務係
☎ 52・2115

女性のための 人権なんでも相談所

セクハラやDV、職場での男女差別など、人権に関する困りごとや心配ごとがあればお気軽にご相談ください。女性の人権擁護委員が相談を受けし、秘密は厳守します。
📅 日 4月15日(水)・7月15日(水)・9月16日(水)・11月18日(水) 各日とも13時30分から15時30分まで(最終受付15時00分)
📍 所 とかちプラザ1階大会議室
(帯広市西4条南13丁目1番地)
🎯 対象 女性の方のみ
💰 無料
📄 事前予約不要
📍 所 帯広人権擁護委員協議会
☎ 24・5853

調理師試験を実施します

📅 日 8月25日(火)
13時30分から16時00分まで
📍 所 帯広市(会場は受験票で通知)
🎯 対象 学校教育法第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院などの施設または飲食店営業、魚介類販売業、そらざい製造業において、5月22日(金)までに2年以上調理の業務に従事した者を納入
💰 6900円の北海道収入証紙を納入
📅 日 5月11日(月)から22日(金)まで
※受験願書は4月上旬から配布予定
📍 所 帯広保健所企画総務課企画係
☎ 27・8638

募集

消防職員採用資格試験 (前期)のお知らせ

とかち広域消防事務組合では令和3年4月1日採用予定の消防職員採用資格試験を5月下旬に実施予定です。
📍 所 試験案内は、4月中旬頃に消防局総務課と十勝管内各消防署、帯広市役所1階総合案内で配布予定です。

種様式も国税庁ホームページでダウンロードできます。
📍 所 帯広税務署
☎ 24・2161

個人住民税特別徴収 義務者のみなさんへ

毎年5月中旬に、特別徴収義務者の方へ村・道民税特別徴収税額の決定通知書などを送付しています。従業者の方が4月以降に所得税確定申告書や村・道民税申告書を提出された場合、当初送付する決定通知書などには申告内容が反映されていないことがあります。その場合は、改めて税額の変更通知書などを送付しますので、ご注意ください。
📍 所 住民生活課住民税係
☎ 52・2112

固定資産の帳簿が 縦覧できます

令和2年度に課税される固定資産税の内容を記載した帳簿を縦覧できます。縦覧できる方は、固定資産の所有者と納税管理人などの関係者です。
●縦覧期間
7月31日(金)まで
●縦覧場所
役場住民生活課
📍 所 住民生活課資産税係
☎ 52・2112

人事異動のお知らせ

4月1日付の人事異動と、3月31日付の退職者をお知らせします。 ※ () 内は異動前の部署

◆更別村人事

- ◇会計管理者兼出納課長 (保健福祉課長) **安部 昭彦**
- ◇建設水道課長 (住民生活課長) **佐藤 成芳**
- ◇住民生活課長 (会計管理者兼出納課長) **小野寺達弥**
- ◇保健福祉課長 (建設水道課長) **新関 保**
- ◇子育て応援課長 (住民生活課長補佐兼住民活動係長兼広報統計係長兼環境衛生係長) **石川 亮**
- ◇企画政策課参事 (北海道から派遣) **高田 大資**
- ◇診療所総看護師長 (診療所総看護師長兼看護係長) **西岡 康子**
- ◇産業課長補佐兼商工労働観光係長 (教育委員会学校給食センター主幹) **渡辺 秀樹**
- ◇住民生活課長補佐兼環境衛生係長 (産業課長補佐兼商工労働観光係長) **岡田 昌展**
- ◇子育て応援課長補佐 (総務課長補佐) **栗原 利全**
- ◇診療所看護係長 (診療所看護係主任) **瀬藤 美奈**
- ◇保健福祉課介護保険係長 (総務課庶務係長) **鎌水 千恵**
- ◇保健福祉課国保医療係長 (保健福祉課介護保険係長) **留田 慎二**
- ◇住民生活課住民活動係長兼広報統計係長 (産業課農業基盤係主任) **山角 竹志**
- ◇総務課庶務係長 (保健福祉課包括支援係長) **知本 真也**
- ◇保健福祉課包括支援係長 (保健福祉課包括支援係主任) **竹村 友美**
- ◇住民生活課住民活動係長兼広報統計係兼環境衛生係主任 (教育委員会社会教育係主任) **柴田真奈美**
- ◇産業課農業基盤係主任 (住民生活課住民活動係兼環境衛生係兼広報統計係主任) **武川 泰幸**
- ◇総務課財政契約係主任 (住民生活課戸籍窓口係主任) **永井 有美**
- ◇産業課商工労働観光係主任 (総務課庶務係主事) **中川 昇伍**
- ◇総務課庶務係主事 (産業課商工労働観光係主事) **石井悠一郎**
- ◇保健福祉課介護保険係兼福祉係主事 (住民生活課住民税係兼資産税係主事) **中條 百絵**
- ◇住民生活課住民税係兼資産税係主事 (子育て応援課母子保健係兼子育て応援係主事) **荒 奏美**

- ◇産業課畜産係主事補 (住民生活課住民活動係兼環境衛生係兼広報統計係主事補) **佐々木陸人**

新規採用

- ◇子育て応援課認定こども園上更別幼稚園フルタイム会計年度任用職員 **笹田まどか**

退職

- ◇子育て応援課認定こども園上更別幼稚園準職員 **松田みずき**
- ◇子育て応援課認定こども園上更別幼稚園準職員 **西村知沙都**
- ◇子育て応援課更別幼稚園準職員 **新田 萌**

◆更別村教育委員会人事

- ◇学校給食センター所長 (子育て応援課長) **宮永 博和**
- ◇教育次長 (農業委員会事務局長) **小林 浩二**
- ◇主幹兼社会教育係長 (主幹兼学校教育係長兼社会教育係長) **伊東 秀行**
- ◇学校教育係長 (保健福祉課国保医療係長) **大塚 貴史**

新規採用

- ◇指導参事 **西田 茂生**

退職

- ◇指導参事 **山上 文博**

◆更別村農業委員会人事

- ◇事務局長 (教育委員会教育次長兼学校給食センター所長) **川上 祐明**

◆とちか広域消防事務組合更別消防署人事

- ◇庶務係長 (警防係長) **九本 伸二**
- ◇警防係長 (庶務係長) **山角 友幸**
- ◇警防係主任補 (庶務係主任補) **石山 政一**
- ◇庶務係員 (救急救助係員) **小丹枝拓也**
- ◇救急救助係員 (警防係員) **佐々木大地**

新規採用

- ◇警防係員 **奥平 竜騎**

許可を受けない無断転用は農地法違反です!!

農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは?

農地を農地以外のものにする事で、例えば住宅や農業用施設、道路などの用地に転換することです。

なぜ許可が必要?

農業生産の基盤である農地は、食料の安定的供給を図る上で重要な役割を担っています。

優良な農地を確保し、農地の利用関係を調整することにより、農業生産の増大を図るため、農地の転用には農地法の許可が必要となっています。

農地を転用したいときは?

農地を転用する場合、4畝以下の転用は村農業委員会、4畝超の転用は北海道知事の許可が必要です。

転用する面積や事業の目的などにより申請から許可までの期間が異なりますので、農地転用の計画がある場合はお早めに農業委員会までご相談ください。

一時的な農地転用は?

一時的に資材置き場などに利用する場合や、農地の砂利・土砂を採取する場合も転用に該当しますので、許可が必要です。

許可を受けない転用は?

許可を受けない転用は農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの措置を命ずることがあります。

これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの罰則が適用される場合があります。

転用手続きの前に確認を!

村内のほとんどの農地は、農業振興地域整備計画の農用地区域に指定されているため、その区域内の農地を転用することは原則として認められていません。

農地を転用する場合は、農用地区域からの除外または用途変更が必要です(役場産業課が窓口です)。

まずは農業委員会へ相談を!

農地の転用だけでなく、売買や貸借の予定がある場合は、お早めに農業委員会までご相談ください。

●問い合わせ
農業委員会事務局 ☎52-2116



更別消防団新体制に

消防・防災活動に長年にわたり尽力されてきた更別消防団の太田智範団長と田中康雄副団長が3月31日で退団され、4月1日、新たな団長に水口光浩さん、副団長に佐藤隆さんが就任されました。

太田さんは団長在任中に北海道消防協会の理事も務め、「団員として45年、団長を17年にわたり全うできたのは、消防団活動にご協力いただいたみなさんのおかげです。新団長にはこれまでの経験をもとに、想定外のこともあるかと思いますが、団員と協力を深めて団を率いてほしいです」と話し、水口さんは「太田前団長が築いてきた団を引き継ぎ、村民のみなさんの防火・防災への意識を高められるよう、基本的に忠実に訓練を重ね、消防団活動にまい進します」と就任にあたり決意を述べました。

(写真左から太田前団長、西山村長、水口新団長)

会 計 生活科学科2年 戸館夏美
 農業クラブに入って分らないことがたくさんあると思いますが、先輩方に迷惑を掛けたくないという気持ちで頑張ります。



書 記 生活科学科2年 高木麻衣
 初めてで分からないことがたくさんありますが、執行部としての自覚を持ち、先輩方と協力して頑張ります。

監 査 農業科2年 村瀬晃亮
 3大事業を円滑に運営できるように頑張りたいです。まだ執行部に入って間もないですが、精一杯努力して、農業クラブの発展に大きく貢献したいと思います！

副会長 農業科3年 平田恭介
 農業クラブ副会長として会長を支え、執行部としてしっかりと活動し、クラブ全員が活躍できるクラブ作りをしていきたいです。

監 査 生活科学科2年 山越夢子
 クラブ員が農の活動に積極的に取り組んでもらえるように頑張ります。

書 記 生活科学科2年 宮田優作
 農業クラブのような執行部には所属したことがないので、まだ分からないことがあります。が、精一杯頑張っていきます。

FJ棟委員 生活科学科3年 池田菜奈子
 FJJ検定委員長として執行部としても、さらう農の活動を発展させていきます。

会 長 生活科学科3年 高田琴子
 農業クラブの会長として、北海道連盟の会長として、クラブ員や執行部1人ひとりの個性を活かし、意欲を高められる「さらう農」にしていきます。

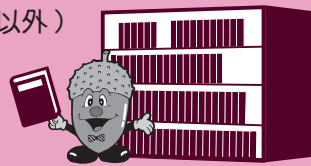
事業委員長 生活科学科3年 宮井寛斗
 今年度、先輩から事業委員長を引き継ぎました。今まで以上に執行部としての仕事をこなせるように頑張ります。

更別農業高校 ニュース

更別村農村環境改善センター図書室だより

本ごよみ

開館時間 9時30分～18時00分
 休館日 火曜日および祝祭日(日・月・土以外)
 住 所 更別村字更別南2線96番地11
 農村環境改善センター内
 電 話 52-3171



お知らせ

◆大型連休中の休館日について
 改善センター図書室では、下記の日には休館します。ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承ください。

【4月】28日(火)、29日(水)
 【5月】5日(火)、6日(水)



今月の展示

■一般書コーナー

『新社会人の本』



■児童書コーナー

『さくらのえほん』



新着図書案内



今月のおすすめ本

『アスリートキッズの未来ごはん』
 浮田 浩明/著
 スポーツを頑張る子どもたちのことを考えて作られたレシピ集。

えほん

かべのすきま (中西翠)	とあくにいるからだよ (くりはらたかし)	アンパンマンとみえないまん (やなせたかし)	くまくまパン (西村敏雄)	いちいちパンやさん (西村敏雄)	みーんなだいっきらい (ナオミ・ダニース)	みーんなねちやった? (オードレイ・プシエ)	スモンスモン (ソーニャ・ダノウスキ)	ひとりぼっちのモンスター (アンナ・ケンプ)
--------------	----------------------	------------------------	---------------	------------------	-----------------------	------------------------	---------------------	------------------------

児童文学・学習書ほか

47都道府県かんたん英語でふるさと紹介 (石川めぐみ)	肉食と草食の動物 (盛口満)	森の診療所ものがたり (竹田津実)	ぼくの帰る場所 (S.E. チュラント)	私には誰も看たくない (小原周子)	いもうと (赤川次郎)
-----------------------------	----------------	-------------------	----------------------	-------------------	-------------

文学・一般書

心とカラダを整えるおとなのための1分音読 (山口 謠司)	ツナグ (辻村 深月)	背中蜘蛛 (菅田 哲也)	アンチ整理学 (森 博嗣)	稼げる! 農家の手書きPOP&ラベル作り (石川 伊津)	大酒飲みの決断 (町田 康)	へんな名前の植物 (藤井 義晴)	グッドバイ (朝井まかて)	ほんとうのトコロ、認知症ってなに? (山川みやえ他)	スポーツする人のためのリカバリーごはん (河合 彰子)
------------------------------	-------------	--------------	---------------	------------------------------	----------------	------------------	---------------	----------------------------	-----------------------------

総合誌「さらべつ」の原稿を募集します

●応募資格
 村内の方、過去に住まわれた方など村にゆかりのある方

●募集作品
 提言・論説/文芸作品(小説・詩・俳句・随筆など)/芸術(書道・絵画など)/腕自慢(農作物・家畜など)/更別物語(昔話・回顧録・歴史など)/その他(旅行記・生活記録など)

●応募方法
 教育委員会で用意する原稿用紙20枚以内に住所、氏名を明記してお寄せください。短歌・川柳・俳句・詩以外には旧漢字や旧仮名遣いを用いないようご注意ください。

●応募期限
 9月30日(水)

●問い合わせ
 教育委員会事務局社会教育係 ☎52-3171

成人式の実行委員を募集します

令和3年の成人式実行委員を募集します。実行委員になって出席者の思い出に残る式典を企画してみませんか? ご応募お待ちしております。

●対象
 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方



令和2年成人式実行委員のみなさん

●問い合わせ
 教育委員会事務局社会教育係 ☎52-3171

HAPPY BIRTHDAY!

1歳になりましたが



関根

一凛ちゃん

平成31年4月5日生
曙町

好奇心旺盛で家中イタズラするのが大好きな一凛。

曲に合わせてノリノリ♪ダンスが得意です!(^^)!

これからも元気一杯、笑顔一杯に
すくすく育てね!

清久・泉

戸籍の窓口

誕生おめでとう

もり 森 絢とくん (更別区) 年史・朱里

お悔み申し上げます

佐藤 春江さん (更別区) 76歳

地域安全ニュース

■更別村の交通死亡事故死ゼロ記録

644日(3月31日現在)

■地域安全運動のお知らせ

国内で新型コロナウイルスに便乗して個人情報
を盗み取るとうとするメールが送られています。

内容は「マスク販売」や「無料配布」などと
記載されており、文中のURLにアクセスさせ
た後、クレジットカード情報を不正に盗み取る
とうとするものです。

URLが記載されたメールが届いたときは、
おやみにアクセスしたり個人情報の入力をせず、
不安なときは信頼できる人に相談しましょう。

コミュニティプール開館!

開館初日は無料開放しますので、多くの方
のご利用をお待ちしています。

●開館期間・時間

5月1日(金)~9月30日(水)

10時00分~20時00分

火曜日休館(7・8月は休館日なし)

※新型コロナウイルス感染症への対策により
変更になる場合があります。

●使用料(※今年度から改定しました)

大人**310**円、高校生**210**円、小中学生100円

※村内に居住する高校生以下の方、更別農業
高校生は無料。

注意事項

◆事故防止のため「遊泳50分」、「休憩10分」
を守ってください。

◆衛生上の理由から、プールに入るときは水
着に着替え、シャワーを浴びてください。

◆浮き輪やおもちゃは持込禁止です。浮き輪
などは備え付けのものを利用してください。

●問い合わせ

教育委員会事務局社会教育係

☎52-3171

人の動き

2020年3月1日現在

※()内の数字は前月比



総人口
3,161人
(+3人)



男性
1,559人
(+3人)



女性
1,602人
(±0人)



世帯数
1,326世帯
(±0世帯)



18